
青森市緑の基本計画の策定について

1 策定理由

- ・都市緑地法第 4 条において市町村は緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。また、国の補助採択の際に必要となる計画である。
- ・青森市緑の基本計画（平成 28 年 3 月策定）は、計画期間を平成 28 年度から平成 37 年度（令和 7 年度）としており、令和 7 年度に見直し時期を迎えることから、令和 8 年度を計画期間の初年度とする新たな計画を策定するもの。

2 計画策定の目的と計画の位置付け

【計画策定の目的】

豊かな地域づくりや良好な都市環境を創出することを目指して、公園等の適正な配置や整備、また緑地の保全や緑化の推進に関する施策の方向性を定めるとともに、その施策を計画的に実施するための目標や取り組みを定めることを目的とする。

【計画の位置付け】

青森市総合計画に掲げる基本政策及び施策を推進するために各部局で策定する計画等のうち、「個別計画（※）」に位置付けられる。

- ※個別計画の内容
- (1) 法律、政・省令、通知及び通達により策定義務がある計画等
 - (2) 国等の補助採択に当たって必要な計画等
 - (3) 市長が特に必要と認める計画等

3 計画期間

令和 8 年度から令和 17 年度（10 か年）

4 策定スケジュール

（令和 6 年度）

- ・現況調査、課題整理
- ・フォローアップ案とりまとめ

（令和 7 年度）

- ・計画案の作成、わたしの意見提案制度（パブリックコメント）の実施
- ・計画策定（令和 8 年 2 月予定）